

英国2005年賭博法

——カジノの規制緩和——

岡久 慶

- I 2005年賭博法以前の概況
- II 白書から法案成立までの流れ
- III 法律に関する論議と動向
- IV 賭博法主要規定の概説

近年、日本においてもカジノ解禁の論議が俎上に上ることが多い。2004年には、「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が「ゲーミング（カジノ）法・基本構想（案）」をまとめ、法案作成に入ったことが報じられた。また東京都、大阪府等の自治体が、これまでカジノ及び関連法制度のあり方等を研究してきた「地方自治体カジノ研究会」を発展的に解消し、カジノ実現のための法制度を検討する「地方自治体カジノ協議会」を立ち上げたことも伝えられている。

イギリスでは、日本のようにカジノを完全に禁止していたわけではないが、許可は限定的なものであり、近年になって、解禁を求める動きが出てきた。こうした流れを受けて、2005年4月7日に成立したのが2005年賭博法（Gambling Act 2005 (c.19)）である。

この法律は、^(注1) 国営宝くじ及びスプレッドベッティング^(注2)という賭け行為を除くあらゆる賭博を統轄し、許可を与える権限を持つ賭博委員会の設置、インターネット等を通じた「遠隔賭博」の規制、現行では存在しない大規模カジノ（法律では「地域カジノ」と定義される）設営を可能とする規定等を内容とし、全般として賭博産業の規制緩和を推し進めるものである。

この背景には、賭博に対する社会の態度が変化し、これを嗜む人口が増加していること、賭博業界が産業として無視し得ない存在になった

こと、そして国際的な賭博企業が政府に圧力をかけてきたことなどがあると指摘されている。

なお、賭博一般を意味する英語としては、gaming と gambling の表現がある。同じ意味に使われることもあるが、最近では婉曲的でネガティブなイメージが少ない gaming が、特に賭博業界でよく使われているようである。本稿では、gaming が固有名詞として、又は賭博全般と異なる意味合いで用いられている場合は「ゲーム行為」と表記し、それ以外の場合は「賭博」として統一する。また、競馬やスポーツの結果に対する賭けは betting と呼ばれるが、本稿では「賭け行為」と表記する。

I 2005年賭博法以前の概況

2005年賭博法成立以前のイギリス賭博業界の規制は、1960年代に成立した一連の立法に基づいて成立したものであり、それ以前はカジノもビンゴも許可されていなかった。

1960年賭け行為、ゲーム行為及びくじ法（Betting, Gaming and Lotteries Act 1960 (c.60)）は、賭博の自由化と同時にその商業的搾取の阻止を目的とした法律である。同法は賭博に対する料金の徴収と賭け金から「上前」を徴収することを禁止し、機会が平等でない（具体的には、胴元を相手とする、又は全参加者に平等な機会が与えられていない）ゲームは機会を平等とするよう調整することを義務づける等の規定を設けていた。

しかし、設備利用のための課金は許されており、会員制でないクラブにも賭博が許可された。このため、1960年代半ばには100前後のカジノがイギリス国内に次々と開店し、犯罪者の出入

りも著しくなった。

これに対しては、1963年賭け行為、ゲーム行為及びくじ法 (Betting, Gaming and Lotteries Act 1963 (c.2)) の施行もあまり有効ではなかったことから、続いて定められたのが、1968年ゲーム行為法 (Gaming Act 1968 (c.65)) である。

この法律は、1960年法に基づいて自由化された賭博に再び強い規制を課するものである。商業的賭博は、賭博及び賭博ゲーム機 (gaming machine) の提供、賭博産業にかかわる一定の業務遂行のために、厳しい審査を受けて許可を得ることを義務づけている。また賭博施設の設置に当たっては公共の需要が存在しなければならないと定めている。これらの規定は、賭博施設の数を制限し、賭博業界から犯罪的要素を排除することを目的としたもので、「(賭博は) 望ましい娯楽ではないが、非合法化して地下に潜られるのは避けたい。許可はするが、厳しく規制することで、一般的な娯楽産業のように拡大・発展することは阻止する」というイギリス社会及び議会の考え方^(注3)を反映している。

1968年ゲーム行為法に基づく賭博産業の主要分野、即ち賭博ゲーム機、カジノ、ビンゴ及び地方自治体等による宝くじの規制に関しては、同法に基づいて設置されたゲーム行為理事会 (Gaming Board) が、イギリス国内における営業の認可と、その活動を監視する役割を担っている。数字の出典は、主に法案段階の規制影響評価^(注4)である。

・賭博ゲーム機 (Gaming machine) :

合法的なゲーム機は全国に41万4000台あり、2003年の収益 (利用者による損失) は17億4000万ポンド (約3571億円) に上る。賭博ゲーム機は、1968年ゲーム行為法に基づき、「ジャックポット (ポーカーの一種)」及び賞品付き娯楽ゲーム機 (Amusement-with-Prizes (AWP) machines) に分類されるが、

賭け金及び賞金の上限によってさらに細分され、設置場所が決められる。賭け金50ペンス (約102円) 及び賞金2000ポンド (約41万円) と上限が最も高い種類の「ジャックポット」は、カジノにしか設置できないが、賭け金30ペンス及び賞金5ポンド (約1000円) と上限が最も低い AWP 機は、商店街やファーストフード店等に設置することができる。

・カジノ (Casino) :

現在、イギリスには139 (2005年11月現在) のカジノがあり、2003-2004年度における利用者数は、約1190万人であった。同年度においてチップに交換された金額合計は、40億7000万ポンド (約8353億円) に上る。

カジノに対する規制は厳しく、1968年ゲーム行為法に基づき、会員登録して24時間経過した者以外は利用することができない (これは通称「24時間ルール (24 hour rule)」と呼ばれている) 他、カジノのゲーム会場ではアルコール及びライブの娯楽を提供できない、クレジットカードを利用できない、^(注5) 広告を出せない等の制限が課せられている。またカジノ設置が可能な地域は、1968年法に基づく1971年ゲーム行為・クラブ (許可地域) 規則 (Gaming Clubs (Permitted Areas) Regulations) 及び1971年ゲーム行為・クラブ (許可地域) (スコットランド) 規則 (Gaming Clubs (Permitted Areas) (Scotland) Regulations 1971) により、国内53の地域に限定されている (これは通称「許可地域ルール (permitted area rule)」と呼ばれている)。設置に当たっては、ゲーム行為理事会の証明書交付を受けた後、設置地域の許可権限を有する裁判官^(注6)の許可が必要である。この裁判官が当該地域において (カジノの) 需要が存在すると判断しない限り、設置の許可は下りない。

・ビンゴ (Bingo) :
2004年3月31日現在、696の認可されたビンゴクラブが営業されており、年間利用者数は8150万人、年間の賭け金総額は13億8100万ポンド(約2631億4955万円)に上る。利用に当たってはカジノと同様に24時間ルールが適用され、クラブ設置に当たってもカジノと同じく地域における需要の有無が必要条件となる。

・賭け行為 (Betting) :
競馬、ドッグレース、事件の予想、サッカーくじのような共同賭博があり、2002-2003年度で約25億ポンド(4838億5000万円)の収益を上げている。賭け行為に関しては、全国的な規制機関が存在せず、賭け行為の種類によって規制機関が異なる。

・遠隔賭博 (Remote gambling) :
2004年における文化・メディア・スポーツ省の調査では、成人の1%が過去1年間にインターネット賭博を経験したという。インターネットを通じた賭け行為は、既に電話、郵便等の手段による申込みが認められているため法的問題はない。しかしインターネットを通じた、賭博ゲーム機、ビンゴ、カジノの提供は、これらの行為を特定の場所に制限した1968年ゲーム行為法に抵触するため違法とされ、サイトがイギリス国内にあれば訴追の対象となりうる。このため、イギリスの賭博企業が海外にインターネット・カジノを設置し、合法的にイギリスからの参加を受け付けるという事態が生じている。

この「1960年体制」の枠組みが見直されるに至った要因としては、まず前述のように、イギリス社会の賭博に対する態度の変化がある。2004年における文化・メディア・スポーツ省の調査では、成人の70%が国営宝くじを含めた何

らかの賭博を行っており、2004年3月までの1年間で賭博関係の支出(賭け金から賞金を差し引いた額)は88億7500万ポンド(約1兆6911億円)、国内総生産の0.8%に上る。この内約13億ポンド(約2668億円)が賭博関係の税金として政府に徴収され、政府収入の0.3%を構成する。賭博業界の雇用数は、約10万人に上る。

このような状況に伴い、政府も「現行の法制度が、消費者の需要に応えようとする努力の足枷になっている」という業界の声を無視できなくなってきた。またインターネットの発展により、海外に拠点を置く賭博サイトへのアクセスが容易であるにもかかわらず、これに対する国内規制の仕組みがないことも問題であった。さらに、観光業に力を入れるブラックプール等の自治体からは、集客力の期待できるリゾート・カジノの設置が、現行法制では不可能であると訴える声が上がリ、またアメリカの大手賭博企業がイギリスの市場開放を求めてロビー活動を行っていたことも報じられた。

II 白書から法案成立までの流れ

賭博を取り巻く環境の変化に鑑み、内務省は1999年12月8日に、独立の賭博調査団(Gambling Review Body)を設置し、同機関から2001年7月に調査報告書^(注8)が発表された。その後賭博に関する権限を、内務省から移管された文化・メディア・スポーツ省は、2002年3月に、白書「成功のための確実な賭け」^(注9)を発表した。

この白書は、調査報告書に盛り込まれた176の提案の内157を採用すべきものとし、公開協議過程での社会の反応を考慮に入れて、賭博に関する規制緩和の方針を打ち出した。

政府は法案提出に先立ち、草案^(注10)を発表し、これを事前審議(pre-legislative scrutiny)に付することとした。このため2003年7月15日、議会両院によって「賭博法案草案合同委員会(Joint Committee on the Draft Gambling

Bill)」が設置され、翌2004年4月7日には報告書^(注11)が発表された。

賭博法案は2003-2004年会期末を間近にした2004年10月18日、下院に提出された。11月1日に第二読会を通過した同法案は、常任委員会Bで審議中のところ、2004年11月18日に会期終了を迎えてしまった。政府は議事規則80A条に基づく動議によって、2004-2005年会期における継続審議を決定し、2004年11月30日に委員会審議を再開した。

こうして賭博法案は、2005年1月11日、常任委員会Bにおける付託審議を終え、同月24日下院を通過した。

続いて上院の第一読会を2005年1月25日に、第二読会を同年2月22日に通過し、同法案は、3月10日及び4月6日に上院全院委員会(Committee of the Whole House)において付託審議され、翌4月7日に成立した。

Ⅲ 法律に関する論議と動向

賭博法案の規定の中で、最も論争を呼んだのが地域カジノの設置に関する規定であった。地域カジノにおいては、今までイギリスに存在しなかった最高賞金の上限額がない賭博ゲーム機の設置が許可されており、一攫千金を狙った問題賭博(problem gambling)^(注12)が蔓延する可能性があるからである。

具体的な事例として挙げられるのが、オーストラリアである。同国は1990年代に賭博の規制緩和を推し進め、その結果ポーカー(pokie)と呼ばれるスロットマシンが広まった。2000-2001年度にオーストラリア国民が、全国に18万5000台あるポーカーのため使った金額は、87億豪ドル(約6873億円)といわれ、問題賭博の症状に該当する者が総人口の2.3%(イギリスは現在0.6-0.8%)にまで増加した。

コンサルタント会社ヘンリー・センターの調査報告書^(注13)は、この法律を施行することによって、

現在37万人いる問題賭博者が、2010年には70万人に増加するであろうと予測し、深刻な影響について警告している。この見解は、野党、主要新聞、宗教界、問題賭博者救援団体等が広く共有するところであり、労働党内からも地域カジノ導入に対する慎重論が出された。

問題賭博に加え、アメリカ資本の大手賭博企業が地域カジノとして進出し、イギリス系企業を駆逐してしまう可能性も危惧された。これに関しては、前述のようにアメリカの大手賭博企業による執拗なロビー活動が報じられており、これが危機感を煽った要因の1つと解することもできる。

これに対して政府は、オーストラリアにはカジノが10箇所しか存在しないことを指摘し、同国における問題賭博の根本は、高額の賞金を獲得できる賭博ゲーム機が、酒場やホテル等のアクセスが容易な場所に広範に設置されていることであると反論した。また、法案は賭博ゲーム機の設置場所に関する規制を強化しているとも論じた(IV 5(2)を参照)。

また既存のカジノに対しては、設置ゲーム機の拡充、新しい許可制度導入に当たっての制限の緩和等(IV 8(4)~(5)を参照)の救済規定を設けた。

政府が賭博法を導入した理由の1つは、その経済効果である。賭博法草案に添付された規制影響評価は、これに関して明確な数値を出していないが、先のヘンリー・センターの調査報告書は、年間4億ポンド(約821億円)の税額増収を算定している。さらにゲーム行為規制緩和に関する全業界グループ(Cross-Industry Group on gaming deregulation)がピオン・エコノミクスに作成させた報告書は、年間30億ポンド(約6160億円)の税額増収と10万人の雇用創出が見込めると見積もっている^(注14)。

なお、ブラックプールの例で挙げられた地域活性化におけるカジノの影響に関しては賛否両

論がある。賭博法案草案合同委員会の報告書は、大規模カジノ（草案段階では、小規模カジノ及び大規模カジノ2つのカテゴリーしかなかった）の地域活性化効果を認めつつも、「各地の経験では、賭博施設設置によってもたらされる好機は宿泊、娯楽、賭博施設を統合施設の中で提供する企業によって活用され、訪問者は施設外の地域を訪れない」との宗教団体による指摘を掲載している。

政府が法律で意図したのも、国内カジノ市場を開放し、多額の資本投資を招き入れることにあった。当初、政府法案には新たに設置されるカジノの数に対する上限は規定されておらず、全てを市場原理に委ね、最終的に20～40の地域カジノが設置されるとの見通しだった。

これに対しては、先述したように党の内外から問題賭博の蔓延を危惧する慎重論が出され、政府は2004年11月16日に、地域カジノの設置数を8に限るとする改正案を提出する方向を打ち出した。

しかしそれでも地域カジノに対する危惧と反対は収まらず、また政府が次期総選挙を2005年5月5日に設定し、4月11日の議会解散が決定したことで、審議に時間をかける余裕も失われた。

結局、政府は新設される地域カジノを1つに限定し、それより小規模のカジノもそれぞれ8つに限定することで、4月7日に法案を成立させた。

法案成立のための度重なる妥協によって、提出当初の重要な目的の1つであった、規制緩和による市場の急激な拡大という性格は失われ、より限定的な実験的な施策という性格が強くなった。このため、業界団体が算出したような劇的な経済効果は望めないものと考えられる。ただし、将来的にカジノ設置数を拡大する手段は法律に残されている（IV 5(8)を参照）。

政府が法案提出の意向を明らかにして以来、

カジノ設置の申請は急増している。2005年度における申請件数は39で、12件が審理中、さらに許可が付与されたが営業が始まっていないカジノが21ある。2005年賭博法に基づく許可制度が施行される前に、カジノの数は211になる可能性があると報じられている^(注15)。

この背景には、賭博法施行後、一定の規模を満たさないカジノの設置が不可能となり、さらには新設カジノの件数に制限がかけられること、加えて後記IV 8(4)で解説する措置によって、旧制度に基づくカジノの集客能力が増したことなどがあると指摘される。

なお、1件しか新設できない地域カジノの新設に関しては、先に挙げたブラックプールが最有力候補地と見られている。

IV 賭博法主要規定の概説

2005年賭博法は、18部362条と18の附則で構成され、その要点は以下のとおりである。

1 定義

(1) 賭博許可の目的を、賭博に関連して、犯罪及び秩序紊乱との関係を断つこと、公平性及び公開性を向上させること、未成年者その他立場の弱い者が搾取されるのを阻止することとする。

(2) スプレッド・ベッティングを除く賭け行為、ゲーム行為、国営宝くじを除く宝くじを賭博として規定する。

ゲーム行為とは、偶然性の要素を含むゲームによって金銭か金銭の価値のある賞品を獲得するものであるが、スポーツは除外する。

(3) イギリス法史上初めてカジノを定義し、これをカジノゲームに1つ以上参加できるように設備を設けたものとする。カジノゲームとは、機会が平等でないゲームをいう。

カジノは地域カジノ、大規模及び小規模カジノ、小規模カジノより小さいカジノの4段階

に分類され、主務大臣は規則によって特定のカジノゲーム用のゲームテーブルの数、場所及び密度、又は特定の目的のためのフロアの面積等を規定することができる。

政府は、地域レベルで5000m²、大規模レベルで1500m²、小規模レベルで750m²の最低基準を予定している。

- (4) インターネット、電話、テレビ、ラジオその他の通信手段によって行われる賭博を遠隔賭博として規定する。

2 規制の大枠

- (1) 賭博委員会 (Gambling Commission) を新設し、現在の規制機関であるゲーム行為理事会の機能を移管する。

賭博委員会は、ゲーム行為理事会が管轄していた賭博ゲーム機、カジノ、ビンゴ及び(国営宝くじを除く)宝くじ等に加え、賭け行為及び遠隔賭博を規制の対象とする。

- (2) 賭博委員会は、賭博の公正さを維持すること、立場の弱い者の搾取を阻止すること、及び問題賭博によるトラブルを抱えた者を援助すること等を目的とした職務規範 (code of practice) を策定し、また後述する許可当局がその機能を遂行するための原則を含む指導方針を発表する。

- (3) 賭博委員会は、不法賭博の調査・提訴といった、ゲーム行為理事会にはなかった権限を有する。

- (4) 地方自治体を、賭博に関する許可当局 (licensing authority) として規定する。

具体的には、イングランドにおいては、ディストリクト又はそれに相当する自治体の参事会、ウェールズにおいてはカウンティ参事会、スコットランドにおいてはカウンティ参事会(注16)に所属する許可理事会の許可委員会が、これに相当する。

- (5) 賭博規制の枠組みは、賭博業を運営するこ

とに対する「営業許可 (operating licence)」及び賭博業の個々の従業員に対する個人許可 (personal licence) 及び賭博業のために施設を利用することに対する「施設許可 (premise licence)」の3種類によって運営する。

営業許可及び個人許可は賭博委員会が管轄し、施設許可は許可当局がこれを管轄する。

- (6) 大法官は賭博審判所 (Gambling Appeals Tribunal) を設置し、賭博委員会の判断に対する異議申立てを処理させる。異議申立ての対象となるのは、賭博委員会が管轄する営業許可及び個人許可の付与、許可に付随する条件、許可の取消し等に関する判断であり、賭博上訴審判所は、委員会の判断を覆すか、修正を加える権限を有する。

賭博審判所の判断に対しては、イングランド及びウェールズであれば高等法院に、スコットランドであれば民事上級裁判所に上訴することができる。

3 営業許可

- (1) 営業許可は賭博委員会が所管するものであって、インターネット等を通じた「遠隔賭博営業許可 (remote operating licence)」と「非遠隔賭博営業許可 (non-remote operating licence)」の2種類があるが、1件の許可でこの2つの許可を兼ねることはできない。

- (2) 許可の対象は、次のように区分される。

(a) カジノ：非遠隔の場合、ヴァーチャルなゲーム、レース、競争、イベントその他の物事の進行過程 (プロセス) で生じた事について行われる賭け行為及びビンゴを除く偶然性の要素を含むゲーム及びカテゴリー A~D の賭博ゲーム機 (後述) の運営を兼ねる。

(b) ビンゴ：非遠隔の場合、カテゴリー A~D の賭博ゲーム機の運営を兼ねる。

(c) 賭け行為：非遠隔の場合、ヴァーチャル

なゲーム、レース、競争、イベントその他の物事の進行過程（プロセス）で生じた事について行われる賭け行為（偶然性の要素を含むゲームを除く）及びカテゴリ A～D の賭博ゲーム機の運営を兼ねる。

- (d) 賭け行為の共同賭け金の運営：非遠隔の場合、カテゴリ A～D の賭博ゲーム機の運営を兼ねる。
 - (e) 賭け行為仲介業
 - (f) 大人向けの施設における賭博ゲーム機
 - (g) 家族向けの施設における賭博ゲーム機
 - (h) 賭博ゲーム機及びその部品の製造、供給、設置、改変、維持、修理
 - (i) 賭博ソフトウェア
 - (j) 宝くじ
- 1つの許可で複数の区分を対象とすることは可能であるが、前掲のように、遠隔賭博と非遠隔賭博の許可を兼ねることはできない。
- また(a)、(b)、(c)、(d)に対して行われる許可は、後述する全カテゴリの賭博ゲーム機の運営を許可するものであるが、これは施設許可によって課せられる賭博ゲーム機の種類及び数量の制限（「5. 施設許可」の項参照）に従うこととされ、無制限に賭博ゲーム機を運営できることを意味しない。
- (3) 賭博委員会が、営業許可の申請を審査するに当たっては、IV 1(1)で挙げた賭博許可の目的、申請者の誠実さ、能力、財政事情を検査する。賭博委員会は、申請者及びその関係者の犯罪歴を理由に、申請を却下することができる。
 - (4) カジノの非遠隔賭博営業許可の申請を審査するに当たって、立場の弱い人々を賭博から保護し、問題賭博者に援助を与えるという公約があったときはこれを特に考慮する。
 - (5) 営業許可発行に当たっては、営業が行われる土地又は当該地における賭博の需要等は考へてはならない。

- (6) 賭博委員会及び主務大臣は、営業許可の発行に当たって、申請者にさまざまな条件を課すことができる。特に、賭博委員会は、指定された管理職（management office）1名が個人許可を有することを義務づけなければならない。賭博委員会及び主務大臣は、その他指定した管理者又は特定した実務（賭博の結果に影響を与える行為、金銭の受け渡し、又は賭博ゲーム機の製造、供給、設置、維持もしくは修理を行うこと）の担当者が個人許可を有することを義務づけることができる。
- (7) カジノ及びビンゴの非遠隔賭博営業許可に当たっては、利用者による賭博のための信用貸付（主にクレジット・カードの使用）を認めないことを、義務づけなければならない。信用貸付で現金を得る機械を施設内に設置することは可能であるが、機械提供者と営業許可保有者の間に、金銭や報酬のやり取りを含めた、営利上の関係があってはならない。
- (8) 営業許可については、会員登録を利用の条件とすることを義務づけることはできない。これにより、カジノ及びビンゴクラブ等の利用を会員登録して24時間経過した者に制限する通称「24時間ルール」は撤廃される。
- (9) 遠隔賭博営業許可は、基本的にイギリス国内に設置された設備によって賭博の機会を提供する者に限って発行されるが、賭博委員会はこれの例外を認めることができる。
- (10) 営業許可は、賭博委員会が期間を限定しない限り、基本的に無期限で有効である。賭博委員会は、営業許可を変更したり、停止したり、取り消したり、許可保有者に料金を科したりする等の権限を有する。
- (11) 営業許可保有者は、賭博委員会に対して年間料金（annual fee）を納入しなければならない。また、主務大臣は、営業許可保有者が、賭博委員会に支払う年間徴収金（levy）について規則を制定することができる。賭博委員

会は、この徴収金を賭博中毒等の賭博に伴う弊害に関連する事業のため、使うことができる。

いずれについても、納入を怠ったことにより営業許可を取り消される可能性がある。

- (12) 裁判所は、犯罪で有罪判決を受けた営業許可保有者の営業許可を剥奪することができる。

4 個人許可

- (1) 個人許可は、賭博委員会が管轄し、許可保有者に対して、賭博業の指定された管理職又は実務を遂行することを認可するものである。管理職及び実務の定義は、IV 3(6)と同じである。

- (2) 個人許可の申請及び審査等の基本的な手続き、有効期間等は、営業許可の場合に準じる。賭博委員会及び主務大臣は、個人許可発行に当たって、申請者にさまざまな条件を課することができる。

- (3) 個人許可は1人1件しか保有することができないが、1件の許可に複数の許可を含めることができる。

- (4) 個人許可保有者は、主務大臣が定めた期間の間、定めた額の料金を賭博委員会に納めなければならない。料金の納入を怠ると、個人許可が取り消される可能性がある。

- (5) 裁判所は、犯罪で有罪判決を受けた個人許可保有者の営業許可を剥奪することができる。また、裁判所は、命令により、剥奪に加えて、又は剥奪に代えて、個人許可を最大10年間保有することを禁止することができる。

5 施設許可

- (1) 施設許可は、許可当局が管轄し、許可保有者が、賭博施設のある場所に設置することを認可するものである。これにより、カジノの設置を国内53の地域に限定した「許可地域ルール」は撤廃され、地域ごとの設置許可を

出す権限は裁判官から地方自治体に移管される。

- (2) 許可の対象は、次のように区分される。
- (a) カジノ：IV 1(3)で述べた地域、大規模、小規模の3種類に細分される。
 - (b) ビンゴ
 - (c) 賭け行為：賭け行為の仲介業を行う施設を含む。
 - (f) 大人向けゲーミング・センター：カテゴリ B 以下の賭博ゲーム機を設置している施設。
 - (g) 家族向けゲーミング・センター：カテゴリ C 以下の賭博ゲーム機を設置している施設。

この区分により、賭博施設とそうでない施設の境界線が明確化された。具体的には、商店街やファーストフード店では、賭け金および賞金の上限が低い AWP 機を設置できないこととなった。

競馬やドッグレースの競技場を例外として、1つの施設に対して、一度に複数の施設許可を発行することはできない。

- (3) 営業許可を有していなければ、施設許可を得ることはできない。
- (4) 施設許可の申請を審査するに当たっては、IV 2(2)で挙げた職務規範 (code of practice) 及び指導方針に留意する。また、許可当局は、3か年許可方針 (three-year licensing policy) を定め、これに従って許可の可否を審査する。施設許可発行に当たっては、営業が行われる土地又は当該地における賭博の需要等は考えなくてはならない。

- (5) 許可当局は、施設許可発行に当たって、申請者にさまざまな条件を課することができる。主務大臣及びスコットランドの大臣は、規則によって、条件を課することができる。

- (6) 許可当局は、主務大臣及びスコットランド大臣の定めた許可の範囲内で、施設許可の保

有者から料金を納めさせることができる。

- (7) 施設許可は、それぞれの賭博施設に設置される賭博ゲーム機の種類及び数量を、次のように規制する。
- (a) 40以上のゲームテーブルを有する地域カジノは、A～D全カテゴリーの賭博ゲーム機をゲームテーブルの25倍かつ1250台以下の数まで設置することができる。
- (b) 40未満のゲームテーブルを有する地域カジノ又はゲームテーブルを有する大規模カジノは、B～Dカテゴリーの賭博ゲーム機をゲームテーブルの5倍かつ150台以下の数まで設置することができる。
- (c) ゲームテーブルを有する小規模カジノは、B～Dカテゴリーの賭博ゲーム機をゲームテーブルの2倍かつ80台以下の数まで設置することができる。
- (d) ビンゴ施設は、Bカテゴリーの賭博ゲーム機を4台、C～Dカテゴリーの賭博ゲーム機をゲームテーブルの2倍かつ80台以下の数まで設置することができる。
- (e) 賭け行為施設は、Bカテゴリーの賭博ゲーム機を4台、B～Dカテゴリーの賭博ゲーム機を4台まで設置することができる。
- (f) 大人向けゲーミング・センター施設は、カテゴリーBの賭博ゲーム機を4台まで、C～Dカテゴリーの賭博ゲーム機を任意の数まで設置することができる。
- (g) 家族向けゲーミング・センター施設は、カテゴリーC～Dの賭博ゲーム機を任意の数まで設置することができる。
- 賭博ゲーム機の各カテゴリーは、下記「(6)賭博ゲーム機」で詳述するとおりである。
- (8) カジノの施設許可には、数的上限が課せられており、地域カジノは1つ、大規模及び小規模カジノはそれぞれ8つまでしか設置することができない。既存のカジノはこの制限から除外される。定数は、将来的に議会各院に

おける決議によって承認決議を得て、改正することができる。

- (9) 施設許可は、船舶を対象とすることが可能であるが、列車及び航空機を対象とすることはできない。

6 賭博ゲーム機

- (1) 賭博法は、分類の大枠をA、B、C、Dの4つのカテゴリーに分け、さらにカテゴリーBをさらに細分化すると定めているが、その詳細は主務大臣が規則によって定めることとする。

- (2) 2005年11月30日現在、賭博ゲーム機のカテゴリーを設定する規則は定められていないが、法案の規制影響評価^(注17)は、次のような分類を予定している。

カテゴリーA：賭け金、賞金とも上限なし

カテゴリーB1：賭け金上限1ポンド、賞金上限2000ポンド

カテゴリーB2：1ゲーム100ポンド又はチップ1枚15ポンド、賞金上限500ポンド

カテゴリーB3：賭け金上限1ポンド、賞金上限500ポンド

カテゴリーB4：賭け金上限1ポンド、賞金上限250ポンド

カテゴリーC：賭け金上限50ペンス、賞金上限25ポンド

カテゴリーD：賭け金上限10ペンス、賞金上限5ポンド

カテゴリーAの賭博ゲーム機は、従来の規制の下では存在しなかった種類のものである。またカテゴリーB1に関しては、10月30日に施行された2005年賭博ゲーム機（最高賞金）規則（The Gaming Machines [Maximum Prizes] Regulations 2005 Statutory Instrument 2005 No.2775）でカジノに置かれる賭博ゲーム機の最高賞金額が4000ポンド（約82億円）と倍増されたこと等から、「賭

け金上限2ポンド、賞金上限4000ポンド」になるものと予想される。

7 犯罪規定

以下に掲げる行為を有罪とし、略式起訴で51週間以下の拘禁刑又は罰金基準表5級（5000ポンド）以下の罰金を科し、あるいはこれを併科する。

- (a) 営業許可なく賭博の設備を提供すること。
- (b) 施設許可なく、ある施設を賭博のため、利用に供すること。
- (c) 営業許可なく又は営業許可に従わない形で賭博ソフトウェアを作成、配布、インストール及び改変すること。
- (d) 賭博で不正を働くこと。
- (e) ねずみ講賭博に人を勧誘すること又は当該行為の運営若しくは拡大に従事すること。
- (f) 主務大臣が指定した国又は領域にいる者を、イギリス国内に設備を置く遠隔賭博に誘い、又は何らかの遠隔賭博に誘う行為をイギリス国内から行うこと。
- (g) 児童（16歳未満）及び若年者（16歳以上18歳未満）を賭博に勧誘し、これを許可し、又はさせること。
- (h) 若年者が賭博を行うこと。ただし、宝くじ、サッカーくじ及びカテゴリーDの賭博ゲーム機使用等は認められる。
- (i) 児童及び若年者を賭博施設で働かせること。ただし、若年者をくじ売場、ビンゴ施設等で働かせることは認められる。

8 その他

- (1) 営業許可及び施設許可を受けた者の他に、次の者は限定的な賭博設備を設置することが許される。
 - (a) クラブ、鉱山労働者福利施設（miners' welfare institute）は、許可当局の許可を受けた上で、カテゴリーB～Dの賭博ゲー

ム機を3台まで設置できる。

- (b) 酒場は、許可がない状態でも、カテゴリーC～Dの賭博ゲーム機を2台まで設置できる。許可当局の許可を得ることで、許可された台数だけカテゴリーC～Dの賭博ゲーム機を設置できる。
 - (c) 巡回市場はカテゴリーDの賭博ゲーム機を1台以上設置できる。
- (2) 賭博委員会の任命した執行官（enforcement officer）、警察官及び許可当局に授権された者は、2005年賭博法が遵守されていることを確認する目的で、賭博の施設に立入調査を行うことができる。
 - (3) 賭博委員会の任命した執行官及び警察官は、イングランド及びウェールズであれば治安判事、スコットランドであれば州裁判官から令状を獲得した上で、2005年賭博法に違反した犯罪を調査する目的で、賭博の施設に立入調査を行うことができる。
 - (4) 1968年ゲーム行為法を改正し、カジノに設置することのできる賭博ゲーム機の数に10から20に倍増する。これは、上記IV 6(2)で説明した2005年賭博ゲーム機（最高賞金）規則に基づく賞金額増加と併せて、1968年ゲーム行為法廃止までの既存のカジノに対する一時的救済処置として定められた。
 - (5) 1963年賭け行為、ゲーム行為及びくじ法、1968年ゲーム行為法等、過去の法律は漸次廃止される。これに伴い、主務大臣は命令を制定し、廃止される法律に基づく既存の許可を、2005年賭博法に基づく許可に変更する処置をとることができる。このとき、規模がIV 1(3)の基準に満たない既存のカジノが営業を継続できるように特別の処置をとることができる。
 - (6) この法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランドに適用されるが、ねずみ講賭博等の一部の規定は北アイルランドにも適用

される。

注

*インターネット情報はすべて2005年11月30日現在である。

(1) National Lottery. 1999年4月1日に設置されたエージェンシー「国営宝くじ委員会 (National Lottery Commission)」が監督を行い、実際の運営は2009年1月31日までキャメロット社が行う。2004-2005年度における総売上高は47億6600万ポンド(約9720億円)である。

(2) Spread betting. スポーツ等のイベントに対して、点差等の数字の幅(スプレッド)を設定し、その幅の上になるか下になるかを賭けるという賭け行為。

(3) 以下の資料を参照。

Department for Culture, Media and Sport, *Draft Gambling Bill—the Policy*, 2003.

<<http://www.culture.gov.uk/NR/rdonlyres/68567BFC-DD20-4FEF-9FD6-6B4D1AFE96C0/0/26328GambBillpolicy.pdf>>

(4) Department for Culture, Media and Sport, *Gambling Bill: Regulatory Impact Assessment*, 2004.

<<http://www.culture.gov.uk/NR/rdonlyres/93B80DC1-890C-4A42-986E-D3676E105C04/0/RIAamended261004.pdf>>

(5) アルコールと娯楽に関する規制は2002年に廃止された。また広告に関する制限も、1999年に限定的なもの(住所、電話番号、利用方法、サービス内容の事実関係を記載し、勧誘的要素を含まないもの)が許されることとなった。

(6) Licensing justice. それぞれの地域における治安判事の合議体。

(7) イングランド北東部の海岸に位置する都市。伝統的なリゾート地であったが、近年の航空運賃値下げに起因する観光客の海外流出に悩まされ、恵まれな(deprived)自治体ランキングの32番目に位置している。賭博法案による規制緩和は、ブラックプール市が「イギリスのラスヴェガス」に生まれ変わる

機会を提供するものと期待されている。

(8) Department for Culture, Media and Sport and Gambling Review Body, *Gambling Review Report*, 2001.

<http://www.culture.gov.uk/global/publications/archive_2001/gamb_rev_report.htm?properties=archive%5F2001%2C%2Fgambling%5Fand%5Ffracing%2FQuickLinks%2Fpublications%2Fdefault%2C&month=>

(9) Department for Culture, Media and Sport and Gambling Review Body, *A Safe Bet for Success - modernising Britain's gambling laws*, 2002.

<http://www.culture.gov.uk/global/publications/archive_2002/safe_bet_for_success.htm?properties=archive%5F2002%2C%2Fgambling%5Fand%5Ffracing%2FQuickLinks%2Fpublications%2Fdefault%2C&month=>

(10) 賭博法草案及び草案説明書、規制影響評価等の関連資料は、下記の文化・メディア・スポーツ省ウェブページにある。

<http://www.culture.gov.uk/global/publications/archive_2003/draftgamblingbill_Cm6014.htm>

(11) Joint Committee on the Draft Gambling Bill, *First Report*, HL 63-I / HC 139-I, 2004.

<<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200304/jtselect/jtgamb/63/6302.htm>>

(12) 賭博にのめり込んだ状態を意味し、病的賭博 (pathological gambling) 又は強迫的賭博等を含むとされる。

(13) 以下の資料を参照。

Philip Ward, *The Gambling Bill*, (Research Papers 04/79), House of Commons Library, 2004.

<<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2004/rp04-079.pdf>>

(14) *Op.cit.* (10), p.164.

(15) Simon Bowers, “Casino operators rush to open new sites”, *Guardian*, November 24, 2005.

(16) 酒類販売の許可を発行する10~15人編成の委員会。

「2003年許可法」(Licensing Act 2003 (c.17))に基づき、地方自治体が設置することが定められた。

(17) *Op.cit.* (4).

参考文献

・アメリカ合衆国における同種の規制に関しては、次の記事を参照されたい。

土屋恵司「アメリカ合衆国におけるカジノ規制法制」

『外国の立法』216号, 2003.5, pp.115-133.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/216/21603.pdf>>

(2005年11月30日脱稿)

(おかひさ けい・海外立法情報課)